

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 題名

(題名関係)

題名を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震の発生に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改めること。

## 第二 選挙期日

(第一条関係)

平成二十三年三月一日から特例日（同年六月十日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日をいう。以下同じ。）までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては特例日の翌日から起算して十日に当たる日以後最初に到来する日曜日（以下「第一統一地方選挙期日」という。）、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては第一統一地方選挙期日の翌日から起算して十四日に当たる日（以下「第二統一地方選挙期日」という。）とすること。

## 第三 任期の特例

(第一条の二関係)

第二の地方公共団体の議会の議員又は長の任期は、それぞれ第一統一地方選挙期日の前日までの期間又は第二統一地方選挙期日の前日までの期間とすること。

#### 第四 告示の期日

(第二条関係)

第二により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとすること。

- 1 都道府県知事選挙 第一統一地方選挙期日前十七日に当たる日
- 2 指定都市の長選挙 第一統一地方選挙期日前十四日に当たる日
- 3 都道府県又は指定都市の議会の議員選挙 第一統一地方選挙期日前九日に当たる日
- 4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長選挙 第二統一地方選挙期日前七日に当たる日
- 5 町村の議会の議員及び長選挙 第二統一地方選挙期日前五日に当たる日

#### 第五 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

(第三条関係)

公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期又は当該地方公共団体の長の任期のいずれかが平成二十三年三月一日から特例日までの間に満了する場合には、適用しないこと。

#### 第六 重複立候補の禁止

(第五条関係)

- 一 第一統一地方選挙期日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下同じ。）の全部又は一部を含む区域について、第二統一地方選挙期日に行われる選挙又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙（第一統一地方選挙期日後二週間以内に行われるものに限る。）における公職の候補者となることができないこと。
- 二 第二統一地方選挙期日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域について、衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙（第二統一地方選挙期日後二週間以内に行われるものに限る。）における公職の候補者となることができないこと。
- 三 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙（第一統一地方選挙期日前又は第二統一地方選挙期日前二週間以内に行われるものに限る。）において公職の候補者となった者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域について、それぞれ第一統一地方選挙期日又は第二統一地方選挙期日に行われる選挙における公職の候補者となることができないこと。

第二により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、第一統一地方選挙期日又は第二統一地方選挙期日前九十日に当たる日から当該第一統一地方選挙期日又は第二統一地方選挙期日までの間とすること。

## 第八 その他

(第七条及び附則関係)

- 一 第二により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めること。
- 二 第二により行われる選挙につきこの法律の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。